

令和4年度第1回  
荒川区児童福祉審議会  
議事要録

日時：令和4年6月2日（木）午後6時30分～午後8時05分  
会場：区役所5階 大会議室

○河津委員長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回荒川区児童福祉審議会を開催させていただきます。

大分日が伸びて、区役所の前の公園の花もきれいですし、ベンチで庭を眺めて楽しんでいらっしゃる方もいるという中、また、コロナもこのところ少し鎮静化し始めてきているかなというところですが、6月は委員の皆様も、様々な団体が決算の期間に当たりますので、様々な会議が同時進行で行われていたり大変ご多忙な中だと思います。ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行は私、委員長の河津が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員名簿及び席次表については、机上に配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

本日、出席者が現在のところ13名です。欠席者は4名で、須永委員、後藤委員、成重委員、阿部委員です。金子委員は少し遅れてお見えになるのではないかなと思います。いずれにしても定足数は満たしています。

なお、会議録作成のために、本日の会議は録音させていただきます。会議録については、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。情報公開が原則ですので、大きな会議は情報公開ということになっております。

それから、本審議会につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定により公開となっております。本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、入場させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○河津委員長

ありがとうございます。それでは、傍聴人の方の入場をお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○河津委員長

それでは、事務局から、本日の議事の流れについて説明をお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

子育て支援担当部長の小堀でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

皆様には大変ご多忙な中、外はまだ明るいですがけれども、遅い時間にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は次第に沿って議事を進めさせていただきますが、その前に、関係部課長及び事務局について人事異動等がございましたので、異動者よりご挨拶をさせていただきたいと存じます。

○谷井子ども家庭部長

それでは、皆様、子ども家庭部長を4月から拝命しております谷井でございます。

これまでの2年間、子育て支援課長ということで、皆様には大変お世話になりました。引き続きよろしく願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

改めまして、子育て支援担当部長の小堀でございます。3月末までは子ども家庭総合センターの副所長でございましたので、場所がちょっと変わっただけなんですけど、また引き続きこちらで担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○櫻井保育課長

初めまして、私、4月より保育課長になりました櫻井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○菊池子ども家庭総合センター副所長

皆さん、こんばんは。子ども家庭総合センター副所長の菊池と申します。昨年度まで教育委員会学務課にいましたので、学校との連携は特に力を入れてやってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○中野子ども家庭総合センター相談担当課長

こんばんは。この4月から相談担当課長に就任をいたしました中野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○三森子育て支援課管理調整係長

この4月より子育て支援課の管理調整係長をさせていただいております三森と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

改めまして、こちらの顔ぶれ、変わってございますが、どうぞ本年度もよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議の流れについてご説明をいたします。机前にお配りしております資料の確認も併せてお願いいたします。

本日は、まず1件目の案件として、部会の開催状況についてでございます。資料は、右肩に資料1とありますクリップ留めのものになってございます。

続けて、2件目の案件として、荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についてでございます。A4の横表になっていて、右上に資料2の記載があるクリップ留めのものになってございます。

また、3件目の案件として、令和4年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策についての説明資料がございます。資料は右肩に資料3とあるものになってございます。こちらにつきまして、次第に沿って事務局からご説明をさせていただくような予定となっております。

本日の流れは以上です。よろしく願いいたします。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

初めに、各部会の審議内容の報告についてです。

まず事務局から部会ごとに説明をしていただきまして、その後で各部長さんからコメントを頂戴したいと思っております。

では、まず、里親部会について、事務局からお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

お手元の資料1をご覧ください。1枚おめくりいただきますと、里親部会の審議内容について記載してございます。

里親部会につきましては、昨年度2回開催いたしました。審議内容につきまして、第1回は養育家庭1件についてご審議いただき、承認となっております。また、報告事項として、荒川区の里親家庭の登録件数や更新件数等についてご報告をさせていただいております。

第2回については、同じく養育家庭1件についてご審議をいただき、こちらも承認をいただいております。また、報告事項としまして、この時点での荒川区の里親家庭の登録件数や更新件数等についてご報告をしているところでございます。

ご報告は以上です。

○河津委員長

ありがとうございます。

2回ともオンライン会議ということのようですけれど、奥田部長から補足のご説明等をお願いします。

○奥田里親部会長

2回のオンライン会議を行いました。1回目の事案は、里父母、里父の母の3人家族でございましたが、ご家族の信仰は大事にさせていただいて構いませんけれども、里子には強要しないようにという確約を取ということで承認をさせていただいた案件でございました。

もう1件は、里父母に小学生の実子がいるご家族での委託の案件でございました。里母が仕事をしている多忙な方でございましたので、私どもが審議した中では、里父が食事づくりなど、子育てについてより協力する必要があるということと、実子に対しましても、もう少し実子の目線に応じた里親との関係、これから1人里子として入ってくる、その中で実子の気持ちがどのように変化していくのかということ年齢に応じて、分かりやすく丁寧に説明してあげてほしいという附帯意見を出させていただいたところです。

なお、いずれもオンライン会議ではございましたけれど、各委員から非常に多角的な意見が出されました。少なくとも私は東京都で体感しておりました里親部会の審議よりは深く、様々な角度から意見が出されたと記憶しております。

今年度はコロナ禍ということでのオンライン開催でしたが、皆さん方から出た意見の中で1つだけ皆さん方にご紹介したい点がございます。それはコロナ禍であるということな

のでオンラインで行ったんですけれども、今、区の児童相談所では、他区の児福審を兼ねていらっしゃる委員の方も中にはいらっしゃったり、ご多忙な方もいらっしゃいます。ですので、このコロナ禍が終わった後も、できればオンラインという形での会議の参加の形も残していただければありがたいという意見がございましたので、この場をかりましてご報告させていただきます。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

私も中身を少し聞かせていただきましたけれども、非常に様々な角度から、こういうことはどうだろうかといった、より予防的などいいでしょうか、問題が起きないように、どこかに注意をしていけばいいかというような、様々なポイントを突いた助言があったと理解しております。ありがとうございました。

それでは、続いて権利擁護部会について、事務局からお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

お手元の資料1の3ページをご覧ください。権利擁護部会につきましては、昨年度同様に2回開催してございます。

審議内容につきまして、第1回は報告事項として、令和3年9月分の子ども家庭総合センターにおける一時保護件数等についての報告と、過去に部会でご審議をいただいた案件の現在の状況について改めてご報告を差し上げました。

第2回につきましては、児童福祉法第28条の申立ての適否について、諮問案件を1件ご審議いただき、こちらについてはご承認をいただいております。また、令和3年11月の子ども家庭総合センターにおける一時保護件数等についてご報告を差し上げているところです。

以上でございます。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、川松部会長、お願いいたします。

○川松権利擁護部会長

権利擁護部会では、今のご報告のように2回開催されております。2回目は児童福祉法28条申立てについての諮問でありましたけれども、それについては承認ということで答申しております。

委員の方からも活発にご意見があったんですけれども、荒川区の児童相談所の皆さん、とても丁寧なソーシャルワークを心がけていらっしゃるということは印象に残るんですけれども、より精緻なアセスメントや医学診断をしていくために、より丁寧な調査活動も必要じゃないかというご意見もあったかなと思います。

なお、案件が少なく開催回数が少ないというのは荒川区の特性になるのかなと思えますけれども、そういう中で、せっかくの権利擁護部会なので、この場を活用して児童相談所の皆様と事例について検討する場として活用するというのも有効ではないかなと個人的には考えておりました。

10月の回は、直接の諮問案件ではありませんけど、諮問案件についてのその後の調査の状況についてご報告をいただいて、それで意見交換をするという場がありまして、事例を深めたり、あるいは日頃のソーシャルワークについて意見交換する場としてとてもいい機会になっているんじゃないかなと思います。ただ、児童相談所の皆さん、お忙しい中で資料を準備するも大変なことになるんですけども、こういう形で外部の委員の皆様と児童相談所の職員の皆様と意見交換する場というのは、今後も開催されるといいんじゃないかなと思っております。

以上で説明とさせていただきます。

○河津委員長

ありがとうございました。

私は委員長なので、オブザーバーで権利擁護部会に都合がつくときに参加させていただいておりますけど、去年は2回参加できました。やはり複雑なケースなので、これも多方面からいろんな質問が出て、こうあるべきではないかといういろいろな議論が出ていて、大変中身の濃い会になっておりました。児童相談所の方のご苦勞もよくしのばれるわけですが、当然、プライバシーが関わってきますので、資料はその場で置いて帰るというやり方でやってきておりますけれども、中身的には非常にいい議論が展開されていたと思います。

それでは、続いて、保育部会について事務局からお願いいたします。

○小堀子育て担当部長

保育部会についてご説明をいたします。

お手元の資料1の4ページをご覧ください。保育部会につきましては、昨年度、こちらも2回開催してございます。

審議内容につきましては、第1回は新設認可保育園の設置認可1件及び計画承認1件についてご審議いただき、いずれもご承認をいただいております。

第2回については、第1回で計画承認いただいた新設認可保育園1件の設置認可について御審議いただき、こちらも承認をいただいたところです。

ご報告は以上です。

○河津委員長

それでは、師岡部会長、お願いいたします。

○師岡保育部会長

師岡です。よろしく申し上げます。

ただいまの報告のとおり、保育部会は2回の実施で、里親部会と同じようにオンラインでの開催でした。ただ、対面と同じように委員の方々から忌憚なくあるいは多角的な角度からご意見をいただいたと思います。その辺も里親部会と同質のやり取りができたかなと思っております。まず、そのためにいろいろご準備いただいたこと、改めて感謝申し上げたいと思います。

その上で、審議内容ですけれども、今、ご案内のとおり、新設の認可園の設置認可と計画承認ということになりました。1回目の②の園と2回目の園、これは同じ園ということになります。ですから、認可に当たっては、まず計画を承認し、その後、設置認可という運びになるわけです。園名は伏せますけれども、それぞれ非常に熱心に手を挙げ、そしてまた、区からの様々な要請にも真摯に応えながら、建築計画はもちろんですけれども、やはり保育の質というところの充実も一生懸命図ろうと。そして、そういう中で荒川区の待機児童の解消はもちろんのこと、区全体の保育の質の向上に向けた努力ということも取り組みたいと、そんな思いも書類を通してですが、感じたところです。

ただ、部会の中では、例えば1回目で設置認可させていただいたところでは、職員の経験年数が若干少ないという、その比率も多いだけに、特にクラス担任などの配置計画、さらには園内外の研修というものも充実していただきたい、そんな意見を沿えて答申を出したということがありました。

また、1回目に計画承認、そして2回目に設置認可をさせていただいた園では、いわゆる認証保育から認可になるということで、保育の実績はありますけれども、より公益性の高い園運営ということでは、初めの一歩ということにもなりますので、そういったところもしっかりと、区あるいは先行する周辺の認可園とも連携しながら、子どもの幸せ、もちろんベースに人権をしっかり尊重した上での運営、そういったものを図っていただくようにと、そんな意見を沿えて答申をさせていただいたということです。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

児童相談所設置市・区については、保育所の認可権を持つということになっているんですね。よく読むと、条例と条例の基になっている国の児童福祉法等をきちんと読めば分かるんですけど、私もそのところは多少いい加減で引き受けてしまったものですから、子ども・子育て会議が量的に審議するといっても、子ども・子育て会議ではいい悪いを言う部分はなかなかないので、質問するだけなんですけれど、こちらの部会では、まさに認可してよいかどうかをきちんと審議をして、区長に児童福祉審議会として答申をするような形になりますので、事務局のメモを見させていただいても、さらに真剣な議論になっていると思いました。特に無認可から認証が変わって、認証が2歳までの子で、これから認可保育園になって、4・5歳までやるという辺りで、ほかの認可保育園との連携だとか、職員の構成、経験年数

等、この辺は非常に厳しくというか、きちんと見ながら、しかも、この園が開設して、この後どうなっていくかという将来を見据えながら、様々な意見を、確認してほしいとか、このように育ててほしいといったような内容になっていたと思います。オンラインと言いながら、とてもオンラインとは思えないようないい議論がなされていると理解しております。師岡部会長、ありがとうございました。

それでは、引き続き、児童虐待死亡事例等検証部会について、事務局からお願いいたします。

#### ○小堀子育て支援担当部長

お手元の資料1の5ページをご覧ください。死亡事例等検証部会につきましては、重大な事案が発生した段階で開催するのではなく、児童虐待に係る荒川区の取組や重大事案の予防のためにご意見をいただく機会として開催しております。

令和3年度に1度、それから、4年度、先日になります、1回開催をさせていただきました。令和3年度については、国の専門委員会が毎年報告してございます子ども虐待による死亡事例等の検証結果等についての第16次報告の提言に係る荒川区の取組についてご報告をいたしました。また、令和2年に発生した葛飾区での児童虐待の重大事故を基にして、荒川区の対応と今後の課題についてご報告をして、ご意見等を頂戴いたしました。

令和4年度につきましては、令和3年度と同様に、国の第17次報告の地方公共団体への提言に係る荒川区の取組等について、令和3年度と変わったところなどを中心にご報告をしたところでございます。

ご説明は以上です。

#### ○河津委員長

ありがとうございました。

こちらの部会は、死亡事例等という「等」がついておりまして、死亡だけではなくて、重大事例も含めているわけですね。心中以外では毎年50件前後ですし、心中を入れても70件前後ぐらいですから、前にも申し上げたように、3,000からある市町村の中で、なかなかめったに自分の地域内で起きる話ではないんですけれど、かといって、この部会を開かないでいたときに、いざ有事になって、大変細かい国の調査票を埋めたり、実際の聞き取り調査に大車輪で取り組むということは、やはり問題になるので、平時からそこに備えておくということと同時に、いわゆる目的は予防にあるわけですから、児童虐待による死亡とか重大事例が起きないような仕組みを荒川区でどのようにつくっておくかという、そういう提言をしてもよいのではないかということで、1年に1回ぐらいは開催しようということになっております。

前年度は葛飾区の事例で、新聞記事等で分からない部分がたくさんありますし、石塚所長に答えてもらうといっても、隣の区の出来事ですので、本当のところは分からない部分があるんですが、もし荒川区内で起きた場合はどう取り組んだらいいかというつもりで検討い



たしました。今回は国の提言の中の地方公共団体はこうすべきだということころを荒川区はこうやっていますということが対比されて書かれているんですけど、それだけでは多分終わらないだろうということころから、虐待防止センターが30周年でシンポジウムをやったばかりですので、そのときの私の資料等を使用し、少し意見を述べさせていただきました。

結局、今の中で、1つは、第1次から第17次報告まで国の検討委員会報告は出ておりますけれど、身体的虐待とネグレクトがほぼ全部であるということですね。1件だけ心理的虐待で亡くなっているというのがあるわけです。通常考えても、身体的虐待という暴力かネグレクトという不作為によって殺してしまうということしか考えられないんですが、心理的虐待とか性的虐待で結果的に死ぬということはあるのではないかと。個々の1つの事例も、父親が何回も息子に厳しく言ったりたたいたりする中で、中学2年生の息子に24時間以内に自殺しろと言われた子どもが本当に自殺したという事例があったのが1件入っているだけなんです。ただし、小中高生の自殺で考えてみると、文科省統計では、毎年300件前後だったんですが、令和2年度は415件に増えているし、警視庁統計ではもっと多くて、500何件かになっているんですね。歴年と年度の違いはありますけど、把握の仕方が少し違っています。その中で、家庭的背景が分からないものが415件の中で半分以上なんです。文科省の調べている197件の中で、家庭の不和が53件、それから父母の叱責が33件。つまり86件は子どもが自殺に至る前の段階で家庭的な問題があつて死に追い込まれているのではないかと、これはもう心理的虐待と呼んでいいものが相当数含まれているのではないかと思います。

先ほどの過去の一例でも、私は、子どもが自殺しろと言われたから自殺したという単純な問題ではなくて、恐らく父親への抗議とか抗議自殺とか、あるいは自分が死ねば父親は反省するだろうとか、様々な思いがあつて死を選んだと。私の小学生のときの父親とのトラブルの経験から、私もそんなふうにかすめたので、自分が死んだらどうだろうかということ考えたことがありました。

ということもあるので、身体的な虐待とネグレクトだけを取っていて、毎年度同じような金太郎あめと言われるんですけど、報告書をつくっていても意味がないのではないかと。1つですね。それから、性的虐待にしても、性的虐待を受けたことによって産んだ子どもを母親が産んですぐに殺すということは、母親が赤ちゃんを殺したことになるけど、元に戻ると、親からの性的虐待があつた、あるいは自殺の中にもしかすると性的虐待が背景にあつたかもしれない。こういったことがつかめないですね。そういう意味で、世界の国の半分ぐらいで行われているチャイルド・デス・レビューをしっかりとやらないといけないのではないかと。日本では令和2年度から国が補助制度をつくって、群馬県、山梨県が関東では始めて、長崎県とあともう一県でやっていたと思いますけど、昨年度はもっと増えたかもしれません。それから、50何件出ているのをよく読むと、国が新聞等で拾っていて、それ以外に、地方公共団体に発生したものと併せて調査票を送っているわけですね。これはやはり不十

分だろうと考えています。

もう一件は、17次報告でも児童相談所に通告があったのは21%で、心中の場合にはさらに下がって10.4%ですよね。ということで、過去においても、関わっているところはあるとしても、虐待の認識がなくて関わっていたのが3分の1ぐらいありますし、それから、接点がないところは全く不明が3分の1ぐらいあるわけですね。そういう意味では、誰も気づかないうちに子どもが死んでしまって、報道が出て、みんなびっくりして、慌てて死亡事例の検証を行うという構造があるので、やはり気づかれないで死ぬ前に、もっと町会とか自治会とか児童委員のレベルで、まちの中の危ない家庭をもっとネットをきめ細かく張って把握する方法はないんだろうかと。荒川区の場合はかなり雰囲気が残っている区だと思えますけれど、誰も気づかずに死んじゃった、そこで慌てて動き出すと、後追いばかりが多いように思いますので、それが、死亡事例検証委員会で申し上げたんですけれど、今後の児童虐待の大きな課題だろうと思うんですよね。

結局、児童虐待防止法ができたから様々な手を打ってきていますが、死亡事例検証委員会と同じように、どこかマンネリになっていないだろうか。やることはやっていますというけど、それでいいんだろうかという気がしましたものですから、死亡事例検証委員会でもそれを述べさせていただいて、今日は本物の児童福祉審議会なので、各部会年2回ぐらいですから、児童福祉審議会も1回ぐらいしか開けないと思えますけれど、あえて述べさせていただいたところでございます。

それでは、4部会全てが終わりましたので、ただいまの説明について、何かご質問等がありましたら、皆さんから頂戴したいと思います。いかがでしょうか。ご質問とかご意見がある方は手を挙げてください。

鈴木委員さん。

○鈴木委員

東洋大学の鈴木崇之です。よろしくお願ひいたします。

権利擁護部会のことについてちょっとお伺いできたらと思います。28条についての諮問がかなり大変な審議内容もあったということで、本当にお疲れさまでございます。

委員の方々はご存じと思うんですけど、昨年5月に子どもの権利擁護に関するワーキングチームの取りまとめが発表されまして、子どもの権利擁護の枠組みとして、権利擁護機関として、児童福祉審議会もしっかりと権利擁護部会の設置主体ということが挙げられておりまして、そういう意味では、荒川区はしっかりとされているのかなと思います。

一方で、意見表明の支援機関と意見表明の支援員という具体的な子どもの権利擁護をバックアップするようなワーカーといえますか、支援員というものを設置するみたいな方向があるべき姿のイメージということでご報告されておりました。そういったところに対して荒川区としてはどうしていくのかとか、あるいは権利擁護部会として、そのところの方向性等をどのように考えておられるのかということがもしあるようでしたら、ぜひお伺い

できればと思います。

○河津委員長

それでは、荒川区からお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

子育て支援担当部長です。

今の意見表明の件につきましては、現在も支援員がいて、今、一時保護所がございますけれども、一時保護所に入っているお子さんたちの中で自分の立場について意見を表明されたというときには、意見をお伺いするような形を取っています。

併せて、児童養護施設等の児童福祉施設に入っているお子さん、それから、里親に措置されているお子さんについても、荒川区のお子さんについては荒川区で意見を伺うということになっていますので、そのような体制は取れています。

また、荒川区では、子どもの権利について、児童相談所ができて2年たちますし、ここでしっかり権利条例等を作成してやっていくことはどうかということで、今現在、検討を進めているところです。また、そういったことにつきましても、児童福祉審議会でご意見等を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員

ありがとうございます。しっかりとこっちサイドは進んでいるようで、とても安心いたしました。

1点ですけれども、特に子どもの措置に関する意見聴取が非常に重要な案件で、今のお話ですと、一時保護所の子どもの意見表明とか、あと、もう既に措置がかかっている子どものところはお伺いできたんですけれども、そこら辺のところとか、ぜひ今後の対策の中に入れていただければと思います。どうもありがとうございました。

○河津委員長

今の件についてでも結構ですし、ほかのことでも結構ですけど、4つの部会に関連してということですけども、委員の皆さんから何かご意見がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。最後に時間が余れば、またそれぞれ自由にご意見をいただきたいと思えます。

続きまして、2件目の案件について、所管課からご説明をお願いいたします。

○石塚子ども家庭総合センター所長

それでは、私から説明をさせていただきます。

お手元の資料の右肩上、資料2でございます。荒川区子ども家庭総合センターの運営状況（令和3年度分）というものをご覧になりながら、よろしくお願いいたします。

まず、1ページ目につきましては、経路別相談受付状況、それから、裏面にいきますと、種類別相談受付状況、それから、3ページ目としては、種類別相談対応件数というような

ころの記述でございます。

まず最初に、1ページに戻っていただきまして、経路別の相談受付状況ということになってございます。相談、トータルしますと、令和3年度につきましては、計というところを見ていただきますと、1,186件というような相談が寄せられてございます。

都道府県、指定都市、中核市におきましては22件、それから、市町村につきましては96件、児童福祉施設、指定発達支援、医療機関等につきましては19件、児童家庭支援センター、認定こども園等につきましてはなかったということです。

それから、警察等からは257件ということで、補足させていただきますと、この257件の数につきましては、令和2年度につきましては警察から110件ということでございましたが、令和2年度につきましては257件というようなことで突出して相談が寄せられているということでございます。

それから、家庭裁判所からは6件、保健所、医療機関からは83件、学校等75件、里親、児童委員はございませんでした。それから、家族・親族379件、友人・知人17件、その他133件ということで、トータルしますと1,186件ということになってございます。

続きまして、裏面を見ていただきますと、種類別ということで、養護相談、保健相談、障害相談、非行、育成、その他、計というような形で割ってございます。トータルにつきましては1,186件と同じということで、年齢に落とし込んだ数ということでございます。

養護相談477件、児童虐待、その他が224件というようなことになってございます。その他、障害相談、非行相談、育成相談、その他相談となっております。

それから、右に2-2としまして、児童虐待相談受付状況（種別）ということで、先ほどございました養護相談の中の児童虐待477件の内訳ということで、身体的虐待123件、性的虐待1件、心理的虐待319件、ネグレクト34件、トータルで477件ということになってございます。

続きまして、種類別の相談対応件数というところでございます。この項目につきましては、先ほどの養護、保健、障害相談、非行、育成、その他につきまして、どのような対応をしたかということで落とし込んだものでございます。養護相談の虐待につきましては510件の対応、その他につきましては217件というような形で対応してまいったということでございます。対応件数、トータルしますと1,223件ということになってございます。

簡単ではございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○河津委員長

ありがとうございました。

毎月送っていただいているものの中にもこの件数が上がってきておりますけれども、委員の皆さんからご質問とかご意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○金子委員

基本的な質問で申し訳ないんですが、相談件数受付状況というのは、相談があった件数で

あって、例えば、Aという人に警察や保護者、親戚から相談があったというのが2件になっているのかは、その事例に対して、ほかにも別の相談で対応したということでしょうか。

○石塚子ども家庭総合センター所長

警察から1件ということで寄せられる相談なんですけれども、1件の中にも子どもの名前で、例えば2名分とか3名分とかございますので、書類通告の中に含まれる子どもの数に基づいてカウントするというような形になります。また、家族からの相談ということで、例えばこんなような形で子どもの対応に困っているというような場合については、母親からの相談ということで1件ということでございます。

ただ、相談経路と実際に受付してカウントする数については、若干の差はございますけれども、そういうような形で取っているというところでございます。

○金子委員

分かりました。

○河津委員長

よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。

奥田委員さん、どうぞ。

○奥田委員

報告、ありがとうございます。

1点、数字の見方で教えていただきたいと思います。これは荒川区子ども家庭総合センターの運営状況となっております。荒川区さんの中では、児童相談所と子ども家庭支援センターを一体化した運営をされていると思いますけれども、ここに出ています数字と対応の内容のところは、特に3枚目の相談対応の内容は児童相談所の対応の中身として書かれておりますけれども、これも子ども家庭総合センターの対応ということも含まれているという解釈をしてよろしいでしょうか。

○石塚子ども家庭総合センター所長

私からお答えいたします。

荒川区の場合は、いわゆる子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能が併せ持った機能というふうになってございます。ただ、先ほど委員からご質問ありましたように、本来、子ども家庭支援センターで受けるような養護相談ですとか育成相談ですとか、そういったような比較的軽いもの、それから、サービスを受けられるものとか、そういったような細かなものにつきましても、児童相談所の相談受付という形で一本化してカウントしているというようなことでございます。ですので、中には助言で終了するものがありますし、サービスをコーディネートして、それで様子を見て終わるというようなものもございますし、性的な虐待であるとか身体的な虐待であるとかということもございます。そんなような形で、幅広い相談内容を一括して児童相談所の相談として受け付けているというのが荒川区の特徴だというふうに思っております。

○奥田委員

ありがとうございます。相談を受け付けた後、子ども家庭総合センターの支援のケースであるとか、ご家庭であるとか、そのような形で子ども家庭支援センターと役割分担はどうなっているのか、少しご説明いただければと思います。

○石塚子ども家庭総合センター所長

委員がおっしゃいますように、子ども家庭支援センターというのは建物としては存在しません。先ほど申し上げたとお、子ども家庭支援センターが受けるであろう相談につきましては、係で分けておりまして、在宅支援係が主に受けております。それから、虐待ですとか施設の措置ですとかそういったものにつきましては、児童福祉係が受けるというような形で、ある程度、係によって相談を受ける中身を変えてございます。そんなような形で対応しているというところでございます。

○小堀子育て支援担当部長

お手元に本日、令和2年度の事業概要を参考で机上配付させていただいておりますが、9ページに係ごと、もしくは子ども家庭総合センターの組織図のようなものも記載してございますので、そういったものもご参照いただければと存じます。

○河津委員長

どうぞ、師岡委員。

○師岡委員

師岡です。

ただいま事業概要もご案内があり、私も先ほど説明していただいた運営状況と、例えば12ページの相談の種類など少し照らし合わせていたんですけども、細かいところではありますけれども、先ほどの資料2-2の2ページ目、種類別の相談受付状況の項目はその他で終わっているんですが、12ページはその下に里親に関する相談という項目があるんですね。先ほどの部会の報告にも関連しますが、里親部会の提案でその点を議論しているところでは、種類別相談受付状況の中に里親に関する相談、項目として上がっていてもいいのかなとは思うんですね。これは何か意図があるのか、あるいはまた年によって統計する項目が変わってしまうと、経年でなかなか把握するということが難しいということも当然あるとは思いますが、その辺がどんなご事情になっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○河津委員長

では、事務局でどうぞ。

○菊池子ども家庭総合センター副所長

今回、資料でお示しした相談受付のフォーマットについては、都などで活用しているものに合わせておりますが、委員ご指摘のとおり、もう少し分かりやすく里親の件数が何件というようなことは、この審議会ではご提示するものかなと思いますので、次回以降、検討させ

ていただきたいと思います。

○師岡委員

そうですね。こうした相談の種類は様々、分類と結果を照合したほうが実態を丁寧に把握して、また対策という部分でも一つ筋も見えてくるでしょうから、ぜひ確認していただければと思います。

○小堀子育て支援担当部長

補足をお願いします。

里親部会で定例でお示ししている里親のご相談件数や現在の養育家庭の登録状況等もございまして、そういったものを児童福祉審議会の本会のお場でお示しできるように次回からご準備をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○師岡委員

よろしくお願いたします。

○河津委員長

ありがとうございました。

それで、先ほど奥田委員のご質問にもありましたけれど、児童相談所は毎月厚生労働省に行政報告のような形で児童相談所の統計の基になる表を全部送り込んでいると思うんですが、先ほどの表は、業務としては、子ども家庭支援センターと児童相談所、両方一緒にあるわけですけど、ここの統計は全国レベルでいけば、多分全国所長会の統計に入ってくると思うんですけど、これは全部児童相談所の統計として国に報告していると考えていいんですか。

○小堀子育て支援担当部長

そのとおりでございます。

○河津委員長

分かりました。

では、この部分は子ども家庭支援センター単独だから外すというようなことはなくて、このフォーマットは多分全国版だと思うので、このとおりで、東京都経由で厚生労働省に報告しているということですね。分かりました。確認をしたかったので、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

片倉委員。

○片倉委員

片倉です。今のに関連してなんですが、国の統計ですと、区市町村の件数と児童相談所の件数と出ていると思いますけれども、荒川区としては、区市町村の統計はないという、児童相談所のほうに入っていると理解してよろしいでしょうか。

○小堀子育て支援担当部長

そのとおりでございます。

○片倉委員

ありがとうございます。

○河津委員長

分かりました。ちょっとその辺が今までとまた違ってきますね。今まで児童相談所のグラフがあって、市町村のグラフがあって、その中で競合している部分を外すと東京都全体の数になるというふうに、ほかのところは都道府県の児童相談所の統計と区市町村の統計がいろいろ加減なので、児相はできて、区市町村関係がいい加減なので、全体でその県に何件虐待が起きているかつかめないんですね。東京都の場合、競合している部分だけ外せば一本化できるので、国際比較もできるんだということだったんですけれども、ちょっと荒川区の場合そこが難しくなっているんですね。一体化しちゃっていますね。分かりました。

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題がまだ残っていますので、次にまいりたいと思います。

3件目の案件になりますが、所管課から説明をお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

それでは、子育て支援担当部長からご説明を差し上げます。A4の資料3をご覧くださいればと存じます。令和4年度荒川区の主な子ども・子育て施策についてご説明をいたします。

子ども・子育て支援施策については、荒川区の目指すべき将来像である幸福実感都市あらかわの都市像の1つ、子育て教育都市に位置づけられております。資料3では、主な子育て支援施策をまとめております。これで全てではございませんが、子育て教育都市に位置づけたものをご紹介します。お時間の関係もありますので、この中から主なものをご説明させていただき、予算額等については記載のとおりとなっておりますので、ご確認をいただければと存じます。

まず1ページの(1)多胎児世帯支援補助の充実でございます。荒川区では、これまでも多胎児のいらっしゃるご家庭を支援してまいりましたが、今年度からさらにタクシー利用助成の対象年齢を拡大するなど、その充実に取り組んでいるところでございます。

(2)子どもの居場所事業の拡充及び子ども食堂の推進でございます。区内の団体を支援し、あらかわ子ども応援ネットワークという団体同士が集まるネットワークも構築されまして、支援の輪が広がっている中、今般、アウトリーチ型の活動に対しても新たに実施経費の一部を補助することといたしました。

続いて、2ページをご覧ください。(6)児童養護施設の誘致でございます。こちらにつきましては、これまでも折に触れ、こちらの児童福祉審議会でも話題になってきたところでございますが、今年に入って無事に着工し、現在施設を建築中となっております。引き続きショートステイや地域の子育て支援の取組の推進のため、事業者と協議を進めているところでございます。



3ページをご覧ください。一番上の(10)の学童クラブの充実でございます。子どもの人口が減少傾向にある中、学童クラブへの需要は相変わらず高い状況が続いております。今年度におきましても定員拡充を図っているところでございます。

その下の11番のあらかわ遊園リニューアル等でございます。本日机上にあらかわ遊園のパンフレットをお配りしてございます。この4月21日に無事にリニューアルオープンした姿をテレビや新聞等でご覧になった方も多いかと存じます。大変盛況な状況が続いております。6月の土日は既に予約でいっぱいのご状況でございます。

荒川区では、遊園地を子育て支援施設と位置づけており、園内のバリアフリーやベビーステーションの配置、ベビーカーでも使いやすい施設整備などにも配慮したリニューアルとなっております。

少し飛びまして、5ページをご覧ください。23番の教育相談事業の推進でございます。児童相談所などとも連携することが多い教育委員会にございます教育センターですが、こちらにいますスクールソーシャルワーカーについて2名を増員し、教育、子どもを取り巻く課題の解決のための相談体制を強化するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。26番、特別支援教育の推進についてでございます。児童相談所が設置され、愛の手帳の判定も実施しているところですが、発達障がいも含め、特別な配慮を必要とする児童が増える中、特別支援教育の安定的な運営が必要となっております。併せて、今後医療的ケア児の受入れ等についても環境を整備していく予定となっております。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、3番目の案件ですけれど、資料3について、子育て教育都市ということだと思いますけれども、ご質問とかご意見があれば。

川松委員、どうぞ。

○川松委員

荒川区で多様な施策に取り組んでこられて、敬意を覚えるところです。

その中で特に要望のような部分になると思うんですけれども、まず2番目の子どもの居場所事業ですけれども、家庭から子どもを分離しないで、できるだけ地域で子どもが育っていけるように家庭の養育を支援するという意味で、家庭でも学校でもない居場所が充実していることで、子どもたちがケアされるということは、とても大事な取組になると思うので、地域に広がっていくことが必要だと思うんですけれども、ここに児童相談所とタイアップして、児童相談所からそこにつながっていくという形で、子どもたちのケアがなされていくといいと思います。積極的に児童相談所からそこにケースをつないでいくようにすると思いますか、児童相談所と子ども食堂や子どもの居場所が連動したような形で進んでいくと

いいと思うんですけども、そういった辺りは、今、荒川区の児童相談所としては、子ども食堂に直接つながっていくとか、そういう取組はどうなっているかというところをちょっと伺いたいのが1つです。

それから、2つ目は、児童養護施設の誘致で、具体的なことは分からないので、何とも申し上げられないんですけども、ぜひまた新たな児童養護施設が設置されるとしたら、地域に展開された児童養護施設になるといいなど、地域の子育て支援の。東京都では児童家庭支援センターはございませんが、できれば、そうした地域支援のセンターがあるような児童養護施設で、ショートステイも手続が簡素で、その日でもすぐ預かれるような融通の効くショートステイになるといいと思いますし、地域の子育て家庭に向けた様々なアプローチをしていけるような、スタッフがそろっている、地域支援が充実している児童養護施設ができてほしいなと希望するところです。

1つの相談機関としても機能していけるといいなど。それは民間の取組ですが、荒川区としての児童相談所の取組とタイアップして結びついていくといいなと思うので、そういった辺りが児童養護施設と地域支援について十分協議、検討していただけたらなというふうに思うところです。

以上です。要望になりますけども、よろしく願いいたします。

○河津委員長

要望ということでしたけど、どうぞ、事務局で。

○菊池子ども家庭総合センター副所長

まず1点目のご質問ですが、お手元、事業概要の28ページをご覧くださいんですけども、要保護児童対策地域協議会という会合を持っておりまして、この図でいきますと、下のほうにあります地域団体、NPO法人さんも既にこの構成員でございますので、結論から申し上げますと実施しております。つい先日も、私、個別のケースの件ですけども、居場所のNPO法人さんにつながっているケースがあったので、その方を呼んで、このケースについてどうしようかというような打合せをしまいたところでございます。

○小堀子育て支援担当部長

2点目の児童養護施設の誘致については、所管の子育て支援課からご説明を申し上げます。

児童養護施設の誘致につきましては、事業者の応募のときから、今、川松委員のご指摘のあったような、地域に展開して、地域の子育てを支援するような施設であってほしいと、そういった提案ができる事業者を選んでいこうということを区の基本方針としまして、当然、施設の中に地域に開放するような交流の部屋もつくっていただきましたし、ショートステイに関しても、できる限り即日、もしくは本当に短時間でも預かっていただけるような、また、里親のレスパイト的なショートステイを受け入れるですとか、全体的に、今後は、今ご質問にあったような子ども食堂などにもぜひ挑戦してみたいというようなお話も現在伺っ

ておりますし、広く地域に根差した施設になっていただけるように、また、それを施設任せにしないような形で私どもも支援をしてまいりたいと考えております。これからも連携の協議会等を通じて、一緒に頑張っていこうという話をしているところでございますので、引き続き児童福祉審議会の皆様にもご支援を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○河津委員長

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

師岡委員さん、どうぞ。

○師岡委員

師岡です。ご説明ありがとうございました。

分かる範囲で結構なんですけど、令和4年度の子育て支援施策、1番から30番までありますけど、令和元年度と比較して新たに加えられた項目はございますか。また、それぞれ予算組みしているもの、令和元年度と比較して、予算増になったもの、教えていただけるとありがたいです。

○小堀子育て支援担当部長

令和元年からだ、先ほども説明で申し上げたとおり、この事業が全てではないというところが1つと、あと、令和元年のものという、ちょっと手元にはないんですが、去年に比べて予算が充実しているところだと、例えば今、ご説明した多胎児世帯支援補助の充実、充実とついているものは、令和4年度に関しては何か上乘せをしたり横出しをしたりしているところですので、基本的には予算が増えているものと思っております。

また、学童クラブなんかにつきましては、利用するお子さんが増えたり定員が増えると、充実という記載はございませんが、当然かかってくる経費も多くなっておりますので、そういう意味での予算増というのは可能性があるかなと思っております。

令和元年度との比較につきましては、また後日、同じような令和元年度の荒川区の主な子ども・子育て支援施策についてという書類もございますので、別途委員の皆様にご提供させていただきたいと存じます。

以上です。

○河津委員長

よろしいでしょうか。

○師岡委員

子ども・子育て支援の計画も今年かな、国もちょうど中間地点になるので、様々な施策、特にいろんな保育系で言うと量の見込みも含めて、少し見直しもしていくというようなことが示唆されているかとは思いますが。増額はもちろん、それぞれの部門ごとに期待したいところではありますけれども、トータルとして、また子どもの数が減っていくという中で、増

やせばいいということだけじゃなく、まさにめりはりというところも必要だというふうに思いますので、その辺が子ども・子育て支援計画全体とのバランスの中で、どういうふうに今、進んでいるのか、そんなことを確かめたくて質問させていただきました。でも、この計画の元のところと、あるいはその一步前の計画とも恐らく比較されながら、状況に合わせた施策を展開してくださるといふふうに思っておりますので、また引き続き期待をしていきたいと思っております。頑張ってください。

○河津委員長

ありがとうございます。

川松委員、どうぞ。

○川松委員

先ほどの説明もとても心強いもので、ありがたいなと思いました。また追加で新たなご質問ですけども、先ほどの鈴木委員からのご意見があつて、意見表明支援員についてご説明いただいたんですけど、これは事業としては特に予算化されてはいないのかなというところなんです。先ほどのお話だと、多子だけじゃなくて、施設、里親さんにもということだったんですけども、それは何か意見表明支援員の要請確保などの事業を立ててなさるといふことなのか、それとも、今、各施設で第三者委員をやっていますけど、そのことをおっしゃっているのか、それをちょっと確認したいのが1点です。

もう一つ、拝見していて、産後ケアですけど、出産前後に親子で公的な環境の中でケアを受けるというのは、墮胎予防ではすごく要になることかなと思っておりますが、産後ケア事業という点では、何か事業立てをして、特に取り組まれているのかどうか、ちょっと伺いたいと思って質問しました。よろしくお願いたします。

○小堀子育て支援担当部長

まず1点目の意見表明につきましては、子ども権利条例等が整いましたら、当然、権利条例の実効性を担保するための何らかの形をつくらなければいけないと考えてございますので、令和5年度の段階ではそういったものも予算立てをさせていただき予定となっております。

それから、産後ケアにつきましては、こちらの資料3には出ていないんですけども、現在も取り組んでいるところでございます。

荒川区では、ゆりかごから切れ目のない子育て支援をということで、妊婦さんの全件面接も行っておりまして、また、産後ケア等でも充実した事業を展開しているというふうに思っております。必要があれば、子ども家庭総合センターからも、面接した保健師さんが心配なケースがあれば、養育支援家庭ということでご訪問して、いろいろケアを差し上げるといったことも実施してございますので、虐待の早期発見、予防という面では非常に重要な事業となっていることは、区としても認識して取り組んでいるところでございます。

○川松委員

ありがとうございました。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

掛川委員さん、どうぞ。

○掛川委員

掛川でございます。

資料3の5ページの23番、教育相談事業の推進という項目がございます。そちらでスクールソーシャルワーカーを2名増員すると記載がございますが、その前までは何名いらっしゃったのか。つまり今は総計としては何名いらっしゃるのか、まず教えていただければと思います。

○河津委員長

事務局からお願いします。

○菊池子ども家庭総合センター副所長

これは教育委員会の事業になりますけど、今までは1名だったものが5名になりました。かなり拡充しましたというふうに伺っております。5名になりましたので、本来は1校に常駐するぐらいがいいんですけど、それに向けて努力はするんですけども、段階的に5名で巡回頻度を増やしている状況だというふうに聞いております。

なお、付け加えますと、私どものケースワーカーとも密に連携をしておりますので、スクールソーシャルワーカーとケースワーカーとの相乗効果で効果を向上させているということでございます。

○掛川委員

ありがとうございます。

そうすると、今ほどのご説明ですと、もともと1名でいらっしゃったのでしょうか。

○河津委員長

どうぞ、事務局で。

○小堀子育て支援担当部長

スクールソーシャルワーカー、大変難しい職となっております、定数として枠は3あったんですが、職員の定着が難しく、実際に年度の最後に働いていただいていた方が実質1名だったという状況がございます、枠として3を5にして、今はきちんと5が確保できていると、そういった状況になっております。ご説明が不足して申し訳ありませんでした。

○掛川委員

ありがとうございます。

基準で増員していただいて強化していただくのはいい取組だなと思います。もちろん教育委員会の所管するところだと思うのですが、子どもが長い時間を過ごす学校という場で福祉の観点を持っている方が、虐待や不適切な養育あるいは要保護の状態であるというこ

とについて、きちんと気がつけるということはとても大事ですし、つながりが出るということもとても大事だと思っております。

資料2の経路別の相談件数でも学校あるいは教育委員会というところからも相談件数は多くはない。子どもが長い時間生活しているにもかかわらず、多くはないという現状がございますので、やはりまだまだ教育の分野との連携は充実していただく必要があるのかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○河津委員長

ほかにはどうでしょうか。

池田委員、どうぞ。

○池田委員

池田でございます。

私からは、資料2ページの(8)ひとり親家庭の支援について要望を申し上げたいと思います。この審議会の守備範囲とは異なるかもしれませんが、せっかくの機会ですので、申し上げます。

離婚によってひとり親家庭になる場合の支援ということで、ここでは養育費の履行確保に向けて、公正証書等の作成費用を助成されているということで大変結構なことだなというふうに思いました。ただ、離婚でひとり親家庭になっていくというときに、もう一つのトピック、二大トピックのうちの1つとしては、別居親と子どもとの面会交流というのが非常に大事だと言われています。離れている親からも自分は愛されているというふうに実感していくことが、自己肯定感を高めて成長していくという面において、安全が確保される限りにおいて非常に重要なことだと考えています。

ですので、養育費の履行確保と併せて、それと面会交流に対する支援というのは重要ではないかというふうに思っています。親同士が仲たがいをして離婚するわけですので、親同士の間で面会交流をしっかりとやっていく、お金を払うだけではないわけですから、どこで子どもと会うのかということですか、日程調整とか時間とか、いろいろと難しいところがあって、第三者の支援が必要な事柄だというふうに言われております。自治体においても、そういったところに目を向けて支援を提供しているというところがございます。代表的なのは兵庫県の明石市ですけれども、そういったところでも非常に力を入れてやっておられるところでは。

また、今、法律改正で養育費の確保ですとか面会交流の確保ということが民事法の中でしっかりとしていけないかという法改正の議論もされているところですので、そんなところの支援についてもご検討いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○河津委員長

どうぞ、事務局でお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

現在、ご指摘のあったとおり、養育費に関する支援の事業は展開してございますが、面会交流のところに關する事業は、荒川区では特段持ち合わせていないんですが、そういった支援をする機会にご紹介する等の取組は進めております。併せて、区議会でもご指摘をいただいたりですとか、荒川区としても面会交流、非常に重要なことであるとともに、今、委員のご指摘もあったとおり、児童相談所においても面会交流を絶対にさせちゃ駄目だろうというケースもございますので、そういったところへの支援をする側の力量もございますし、面会交流の重要性ということと併せて、区としても問題意識を持って今後も取り組んでいきたいと考えております。

○河津委員長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

齋藤委員さん、どうぞ。

○齋藤委員

先ほどほかの委員さんも言っていましたように、地域施設はすごく重要だと思うんですけども、ここに児童施設で里親の充実やショートステイ事業ということなんですけど、教えていただきたい。今現在、荒川区ではショートステイ事業はやっていらっしゃるんですね。区によって、実は年間2週間しか使えないとか、上限なく使えるとか、いろいろあったりとか、あと、ショートステイだけじゃなくて、一泊預けなくても、例えばトワイライトステイをしたいとかいうご家庭もあるんですけども、トワイライトステイの事業とかはやっているのかなというところをお伺いしたいと思いました。

○河津委員長

事務局からお願いします。

○小堀子育て支援担当部長

荒川区ショートステイ事業は、これまでも展開してございます。昨年度までは区内にある母子生活支援施設に委託をお願いしていたんですが、今般、先ほども申し上げましたように、児童養護施設に令和5年4月からお願いする都合もございまして、現在、荒川区では星美ホームに新しく児童養護施設を開始される事業者から職員を派遣していただいて、そちらで施設のショートステイというのに取り組んでいただいて、その経験を新しい施設に持ち帰っていただくというような準備を進めているところです。

荒川区では、現在、6泊7日が1回の上限ではありますが、年間の上限は特段設けてございません。また、トワイライト事業につきましては、荒川区で以前障がい者の施設を誘致したときにトワイライト事業を始めましたら大変好評で、キャンセル待ちが出るほど非常に必要とされている事業ということを私も障害者福祉課長だったときに経験しております。

こちらのトワイライト事業につきましても、新たに児童養護施設を運営する事業者と一

緒に考えながら、順次にはなるかと思うんですが、取り入れていけたらいいなと考えてございます。

○齋藤委員

ありがとうございます。本当にほっとしました。というのは、年間2週間とかと決めると、今、ショートステイとかで使っている親御さんたちというのは、冠婚葬祭とか、メンタルというところがすごく大きいので、施設に入らないで家庭で過ごしながら、ショートステイを使いながらどうにかやるということは子どもにとってもすごく重要だなと思うので、上限がなくてすごくよかったなと思いました。ありがとうございました。

○河津委員長

ありがとうございました。

そろそろ、お時間があと15分ぐらいの感じですが、ほかにどうぞご意見があれば。

私から1件述べさせていただきたいんですが、主な子ども・子育て支援ということになると、大事な方向としては、アウトリーチが1つですよね。ですから、待ち構えているだけではなくて、こちらから出かけていくという。そういう意味では、こんにちは赤ちゃん事業がほぼ悉皆で、1年間の間には何らかの形で居所不明児童が出ないようにやっていると思うんですけど、そのほかの養育支援事業につなげていく辺り、全国統計もどうもやっている自治体が90何%というのは出るんですけど、未就学の児童人口の中で何%ぐらいが養育支援訪問事業で回っているのか辺りがなかなか分からないので、前回部会でもちょっと質問させていただいて、数字を拾っていただいたりしたんですけど、意見なので、答えはいいないんですけど、その点に力を入れていくことが大事なんじゃないかと思うんですね。

この中でも、1ページの子どもの居場所事業拡張とか、子ども食堂なんかも、不登校、ひきこもり等の子にアウトリーチ型で社会活動できるようにするという表現が入っているので、行政施策の中で、アウトリーチでいけるものについてはいくというような1つの方針として、あるいは事業の見方として、そういうことが必要なんだろうというのが1つなんです。

もう一つは体験型なんですよ。要するに、ひきこもり等の中で、子どもの貧困が絡んでいる部分があるんですけど、子どもの貧困は同時に体験の貧困につながっちゃうわけですね。お金のある方はお稽古ごとでも塾でも行かされて、それだから虐待が起きないかという、そういうこともないというのが現実には起きているわけですけど、いずれにしても、子どもの貧困がイコール体験の貧困にならないようにということで、この中で見ると、あらかわ遊園のリニューアル等があるんですけど、無料ばかりがいいわけじゃないんですけど、多分低料金で活用されているんだと思うんですけど、そういうときに、なるべく貧しい家庭の子どもに体験をさせてあげたい、機会を与えてあげたいということがあって、もう一つは、今、コロナ禍で、この2年以上、普通の若者も含めてみんな体験できなくて、孤独感を感じて、いらいらしているわけですよ。ですから、できれば冒険遊び広場みたいなものがあらかわ遊園にもあって、ターザンロープがあつたり、今、大体、かつての児童館職員



がOBになって時間があると、ターザンロープを張ったり、そこにブランコをつくってあげたりとか、それから、子どもが高い木に登りたいという、登らせてあげたりというのをやったりしている区があるんですけど、何かそういう観点を入れたらいいのではないかなということで、すぐ答えをいただくというわけじゃなくて、意見として申し上げさせていたいただいたということでございます。

それでは、全体を通じてでも結構ですので、何かご意見があれば、どうぞお願いいたします。

鈴木委員、どをそ。

○鈴木委員

鈴木です。よろしく願いいたします。

今、河津先生がおっしゃった、まさにアウトリーチについて、私も質問させていただきたいというふうに思っております。(2)のところですけども、子どもの居場所と子ども食堂の推進ということで、皆さんご存じのことと思いますけど、このコロナ禍の中で子ども食堂の利用というのが非常に難しいような状況が進んでおまして、近年、アウトリーチ型の個食の展開を1つの形態として、子ども宅食というのが出てきております。

お隣の文京区とかは、フローレンスさんと組むような形で子ども宅食というのを進めておられるところですけども、荒川区でも子ども食堂の1つの展開として、子ども宅食みたいなものをどういうふうに位置づけておられるのか、そこら辺をどういうふうに応援しておられるのかということをお伺いできたらと思います。

○河津委員長

事務局からどうぞ。

○小堀子育て支援担当部長

現在、荒川区では、居場所づくり、それから子ども食堂、合わせて14の団体があるんですが、今、ご指摘のあったとおり、コロナ禍で会食することができなくなって、実質お弁当をたまに自宅の近くまで届けるとか、直接宅配するというような事業に形態を転換したというようなところもあります。ただ、荒川区は、これまでもご説明したとおり、非常に狭い区ですので、近くに行く場所があるのであれば、やっぱりみんなで集まって食べたいという地域の皆さんの熱い思いがございますので、できれば集まりたいという思いのほうが強いのかなという感じはありますが、アウトリーチという意味では、ご自宅に伺って、その場にも出てこられないお子さんに何かを届けるということは非常に重要な視点だと思っておりますので、宅配したいとか届けたいというような事業に対しても、支援ができるようなことは考えていきたいなと思っております。

○鈴木委員

どうもありがとうございました。

研究結果とかでも、子ども食堂を利用できない層をどういうふうに支援していくかとい

うのは非常に重要なテーマになっておりますので、そこら辺に磨きをかけて、子ども食堂の事業者に宅食の展開を支援いただくこともぜひやっていただけたらありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○河津委員長

よろしいでしょうか。

それでは、まだご発言のない委員さん、一言ずつご意見いただければと思いますけれど、松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

松岡です。小児科の開業医をしております。2年前から一時保護所の嘱託医をしております。週に一度、入所しているお子さんの健康観察をしております。その中に、自分のクリニックにかかっていたお子さんが度々おきまして、一時保護される状況にあることに気づかなかつたと、少なからずショックを受けることがあります。子どもたちの背景をつかむことの難しさも日々痛感しております。また、一時保護された後の対処についても、子どもたちそれぞれが置かれている状況が、いろんな困難があって、児相のご苦労は大変なものだと思っております。

以上でございます。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、増田委員、どうぞ。

○増田委員

増田でございます。

先ほどの資料3の3ページ、(10)学童クラブの充実ということで、先ほどもちょっとお話に出ていたと思うんですが、現状、定員の増加を積極的にやっていたらいいんですが、やっぱりまだまだ行きたいという子どもさんが行けない状態もあるのでしょうか。ちょっとその辺の実態を教えてくださいなと思います。

○小堀子育て支援担当部長

学童クラブにつきましては、いわゆる待機児童のようなものは現在いません。ただ、どうしても第1希望にというところが、第1希望以外に通っているという場合はあるんですが、基本的にはご希望されたお子さんは全員学童クラブに通えている状況になっております。

○増田委員

ありがとうございます。

○河津委員長

ありがとうございます。

それでは、大内委員さん、一言どうぞお願いいたします。

○大内委員

大内です。私の専門は社会保険労務士という人に関わる部分を見させていただいております。特に保育園の認可ということを議論させてもらっているんですけども、ご承知のように、保育士さんの処遇というのは、ある意味、社会問題になっているというか、大きな問題になっているので、この辺りを委員会のときにいろいろ議論はさせていただいているんですけども、その後というのは、定着率であったりとか処遇とか、お給料面も含めてだと思っておりますけども、その辺りを定期的にモニタリングして、よりよい保育園、保育士が充実すれば、保育も充実するのかなと思っておりますので、その辺りを見ていったらいいなと、そういうふうに思っています。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、中村委員、どうぞお願いします。

○中村委員

中村です。荒川区内で設計事務所をさせていただいております。昨年に引き続いて保育部会に関わらせていただきます。

私は建築士ですので、今日、されていたようなソフト的な話、そういったところをどうやって建築という箱に対して落とし込んでいくかみたいなことを、例えば区のほうでも地域の交流という事業があったと思いますけれども、どういう建築であればそれがやりやすくなるのかとか、その様な観点で話を聞いておりました。今後も建築士の立場で色々と意見を言えればいいなと思っております。よろしく願いいたします。

○河津委員長

ありがとうございました。

今日の資料にはないんですけど、前に荒川区から児童虐待防止対応マニュアルを送っていただいておりますし、それから、死亡事例検証委員会でもこの中の一部が出てきましたけれど、若干気になっているのは、提言の中で皆さんには配っていないんですけど、虐待に気づくためのチェックリストが7ページのところにあるんですね。ただ、ここに、通告はいいんですけど、記録を残しておくという部分が欠けているので、ぜひその部分は保育園とか幼稚園とか学校とか児童館等の研修のときにしっかりやっていただきたいと。つまり発見者が何月何日何時頃どこで発見して、そのときの傷とかけがについては写真で撮っておくとか絵で描いておくとか、何センチ掛ける何センチということを入れて、それから、そのときの子どもの状態とかもし聞き取りができれば、聞き取ったことを記録として残しておく。そういうことでないと、ただ通告だけされても、元のエビデンスがないと、なかなか親子分離もできなかったり、その後の詰めがなかなか難しくなるので、それが出来上がっているものですが、研修で活用するときには、そういうものを一枚挟んで研修で使ってもらえば。ということは2年前の葛飾区の事例のときに、保育園でしっかり記録していた

のかどうか、その辺が大分危ぶまれたんですね、通告はするんですけども。ちょっとその辺が気になりました。それが一番言いたかったことなんですけど。

もう一つは、医療機関の手順で24ページにCAPSというのが出てくるんですけど、いきなりこれが出て、多分一般の方は分からないんじゃないかなと。東京都は、平成21年でしたか、3月にそれぞれの病院等で中に虐待防止の組織をつくって、そこで検討して通告するという仕組みをつくりましたし、それから、虐待防止センターに関係している委員さんが私を含めて今、4人、この中にいるんですけど、虐待防止センターで医療機関へ研修を七、八年やってきたという経過もあるんですね。ですけども、インターネットなんかで見ると、CAPSというと、パソコンの大文字の説明が出てきちゃったりして、多分、一般の方には分かりにくいのでちょっとそこは一言補っておいたほうが一般の方にはいいのかなという気がしました。

それでは、最後になりますが、副委員長の玉井先生が昨年末亡くなられました。玉井先生のご冥福をお祈りしたいと思います。

また、奥田委員と増田委員におかれましては、第1期の任期の終了をもって委員を退任されることとなっております。お二人から一言ずつ頂戴できればと思います。

まずは増田委員から、本日の感想は先ほど言っていましたので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○増田委員

増田でございます。

保育部会に参加させていただいて、保育所の設立とか認可とかそういったところに関わらせていただいていた。職業柄、どうしても数字の面からしか判断しない部分が多かったんですけど、師岡委員をはじめ、委員の皆さんの積極的なご意見を聞きながら、やっぱり最終的には人の問題かなという気が改めてしておりました。

今後も荒川区内を歩いていて保育所が見えたら、非常階段はどうかとか、どんな保育をしているのかなとか、ちょっと気になって見てみたいと思っております。2年間ありがとうございました。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、奥田委員。

○奥田委員

まず、第1期の立ち上げのこの委員会のメンバーにさせていただきましたこと、光栄な限りでございます。ありがとうございます。

荒川区は、私が最も大切にしている特別区の1つであります。振り返りますと、児童相談所の業者選定、そして児童養護施設の施設誘致、古くは平成19年、平成20年頃には西川区長さんと一緒に町屋駅前虐待防止のキャンペーンのお手伝いをさせていただいたこと

等々ございまして、私、この辺りは今でも大切にしているところではございます。

昨年度までは大学教員だったんですけれども、今年から豊島区に席をいただきまして、児童相談所の開設準備の仕事に携わることになりました。もう70も前ですので、ちょっと御用勘弁というような年になっておりますけれども、最後に一仕事ということになりましたので、この部会とはこれで終わりとなりますけれども、特に里親部会の面々の方々にはふつつかな司会等でありましたけれども、支えていただいたことに深く感謝申し上げます。皆さん、どうもありがとうございました。

○河津委員長

ありがとうございました。

奥田さんは、この後は豊島区でまたご活躍されるということですので、同じような立場でまた今後ともよろしく願いいたします。

それでは、第1期の最後の本会となりますので、閉会に当たりまして、谷井部長さんから一言お願いいたします。

○谷井子ども家庭部長

先生方、本日はどうもありがとうございました。

本日が1期目の最終回というか終了になるわけなんですけれども、今、2名の退任される委員さんからも本当にありがとうございました。非常にエールをいただいたと思っております。

また、今日の報告でもございましたが、これまで2年間、各部会、また、この審議会で本当に多方面からのご意見をいただいております。私たちは、2年前に児相をつくり、審議会を立ち上げて、本当に我々としては右も左も分からない中でここまでやってまいりましたが、委員長をはじめ委員の皆様にご導いていただき、毎回の部会や会議ができたと考えております。どの方からも非常に熱心に、また親身になってというような言い方が正しいかどうかあれですけれども、荒川区の児童行政を本当に真剣にご審議いただいたと思っております。その点に対しては深く感謝申し上げます。

これからまた新たな期になってまいります。再任の委員の皆様には、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いしたいと思います。我々も新しいメンバーも入りまして、またさらに精進してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の日程等について事務連絡をお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

次回の審議会の開催でございますが、今、谷井部長から挨拶もあったように、委員の改選に合わせて、来月7月の上旬から中旬の開催を予定しております。また、児童福祉審議会と

いうことで、児童福祉全般、児童相談所以外の案件にもぜひいろいろご意見を頂戴したいと考えておまして、審議会の開催の前に、夕方近い時間にはなろうかと思いますが、先ほどもご紹介したあらかわ遊園ですとか、子育て支援施策を実施しておりますゆいの森という図書館や保育園等の見学会を予定しております。バス等をご用意しますので、みんなで乗って、区内をぐるっと一周できたらなと考えております。

日程等決まり次第、委員の皆様にはご連絡をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上です。本日はどうもありがとうございました。

○河津委員長

ありがとうございました。

荒川区は、西川区長の肝入りというか、子どもに本を読ませるというのが1つの大きな子どもの福祉とか教育の方針になっていて、図書費を惜しまずにたくさん図書館とか学校にも本を置いているところですので、回るところも図書館が入るみたいなことだったので、期待をしております。

それは、本日はありがとうございました。これをもちまして令和4年度第1回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。大変長い時間、ありがとうございました。